

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

b. IT 実装支援 (IT 人材の育成支援)

- ・ 清掃・リネン等の取引先向けに、作業指示アプリ／チェックリスト／写真報告の運用を整備し、研修（オンライン・対面）を実施して、業務の属人化を防止します。
- ・ 請求・支払業務について、**電子請求書、クラウド会計、データ連携 (CSV 等) **の導入・定着を支援し、入力負担と確認作業の削減を図ります。
- ・ 他方で、スマートロック等の運用に伴うリスクに配慮し、権限管理・アカウント管理・ログ保全等の基本的なサイバーセキュリティ対策について助言・支援を行います。
- ・ PMS（宿泊管理システム）／チャネルマネージャー等の活用により、予約・料金・在庫の一元管理を推進し、取引先との情報連携（チェックイン予定、清掃指示、作業完了報告）を標準化します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・ 清掃・リネン・修繕等の取引において、仕様（作業範囲・品質基準）や条件（料金・追加作業・繁忙期対応）を明確化し、事前協議を徹底します。
- ・ 人件費・資材費・燃料費等の上昇がある場合には、根拠を共有したうえで協議の機会を設け、必要な価格転嫁が適切に行われるよう努めます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

合同会社 HonestyJapan 代表社員 金座 孝幸
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。